

電気通信MRA：
適合性評価機関における認定及び任命
現在のトピック



- 電気通信の相互承認協定（MRA）の基本
- 米国のMRA制度
- MRA認定トピック：遠隔評価
- MRA任命トピック：新たな米英間MRA



- 電気通信MRAの基本

協定

MRAは、電気通信機器の適合性評価のための政府間協定である。

電気通信監督機関間

MRAパートナー

手続き

MRAは、適合性評価機関（CAB）を任命、承認、監視するための手順を定義する。

テストラボ

認証機関

通知対象機関

承認対象機関

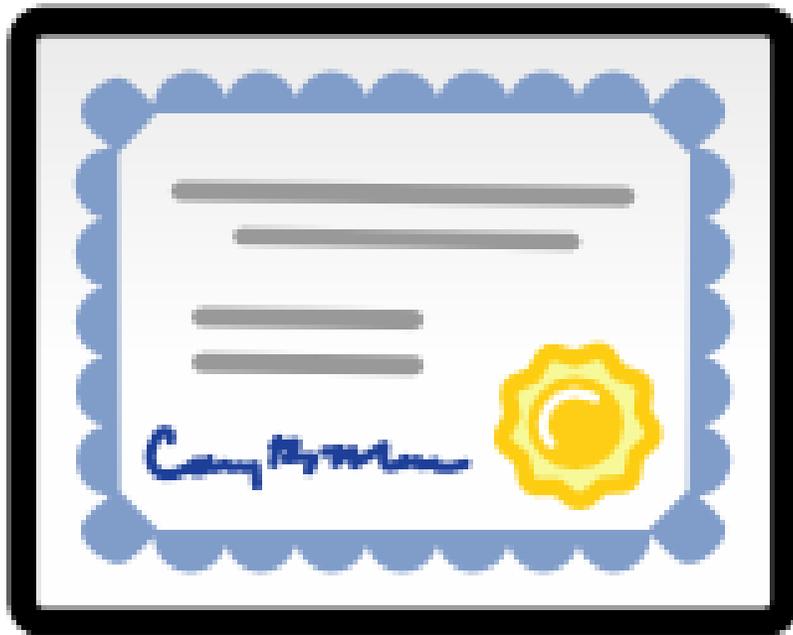
CABの承認

CABの結果の受け入れ

MRAパートナーは、規制目的で承認されたCABの適合性評価結果を受け入れる。

輸入経済性の要件は常に適用される

貿易コストの軽減



- MRAは、以下の既存の国際認定制度を採用している。

認定機関：ISO/IEC 17011

テストラボ：ISO/IEC 17025

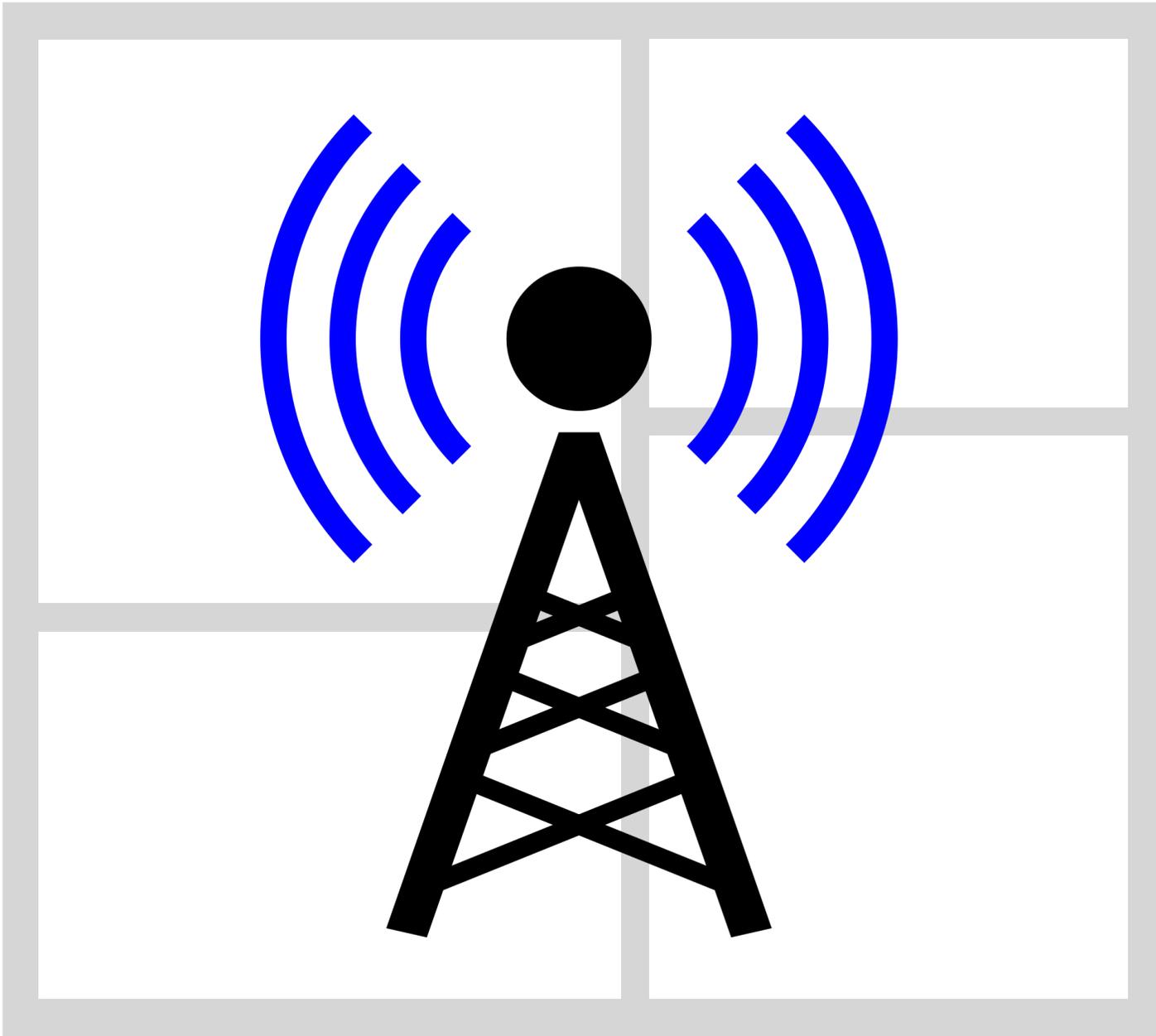
認証機関：ISO/IEC 17065

ILAC及びIAF

- MRAでは規制の透明性が求められる

技術的な要件

適合性評価の要件



- 美国TEL MRA制度

米国における MRAの 利害関係者

- 主要な米国機関：アメリカ合衆国通商代表部（**USTR**）
- 規制機構（RA）：連邦通信委員会（**FCC**）
- 指定当局（DA）：アメリカ国立標準技術研究所（**NIST**）
- 認定機関（AB）：米国の認定機関（**A2LA、ANAB、NVLAP**）を選定

双務MRA

別契約：

- 日本
- 欧州連合
- 英国（新）
- イスラエル
- メキシコ

APEC TEL MRA

単一契約、二国間書簡交換：

- フェーズI：オーストラリア、台湾、韓国、マレーシア、ニュージーランド、ベトナム
- フェーズI及びフェーズII：カナダ、香港、シンガポール



FCC機器の認可：
認証及びSDoC

認証のためのFCC要件

47 CFR 2.907

- ・ 供給者適合宣言（SDoC）に関する
FCCの要求事項

47 CFR 2.906

FCC機器の認可： 認証における手順

手順1

FCC承認テストラボによるテスト

国内米国ラボ

MRA諸国の国外ラボ

非MRA諸国の国外ラボ ← これにMRAは不要。

FCCテストラボの役割と責任

手順2

FCC承認TCBによる認証

国内TCB

MRA諸国のTCBのみ

非MRA諸国のCBには利用不可

FCC TCBの役割と責任

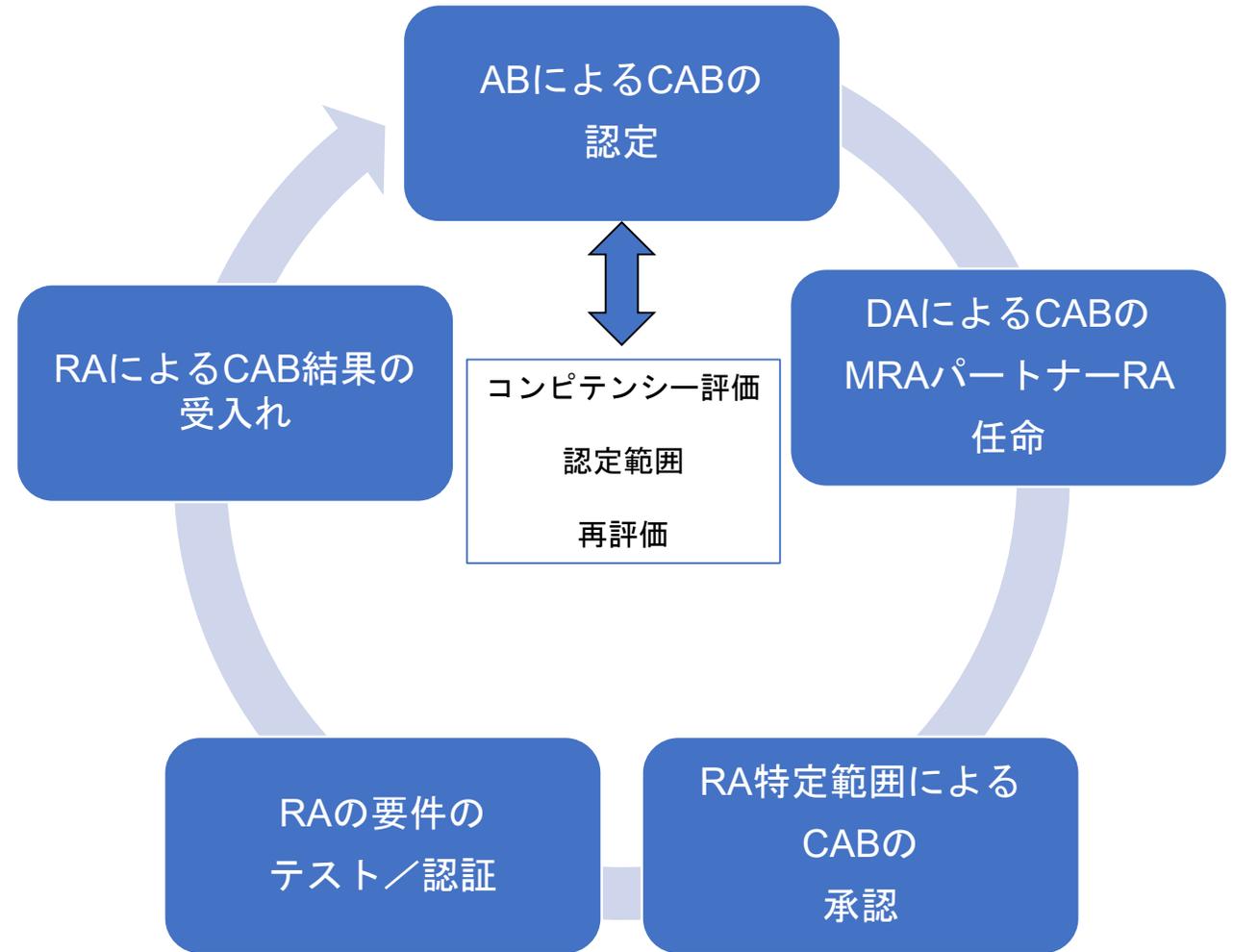
FCCリソース

- [FCC MRAの手続き](#)
- [FCC認定テストラボプログラムの役割と責任](#)
 - [FCCラボ評価チェックリスト](#)
 - [FCCテスト企業の検索](#)
- [FCC TCBプログラムの役割と責任](#)
 - [FCC TCB評価チェックリスト](#)
 - [FCC TCBの検索](#)
- [FCC AB承認の手続き](#)
 - [FCC有効テスト企業AB \(TFAB\) の検索](#)

NIST :
指定官庁

- NISTが米国のCABをMRAパートナーに任命
約100の米国CABが参加
約600の認証範囲が管理対象
MRAパートナーの任命要件
承認されている米国CAB
- NISTが米国のTCBをFCCに任命
- *FCC承認米国ABは、非MRA国のラボを
FCCに認定し、任命することが可能*

一般的な MRAサイクル





- MRA認定トピック：
遠隔評価

国際基準

ISO/IEC
17011

第2版
2017-11

適合性評価 –
適合性評価機関を認定する
認定機関の要求事項

ISO/IEC 17011 (7.9.3)

.....連続する現地評価の間隔は2年を超えてはならない.....

ただし、認定機関が現地評価を適用できないと判断した場合、認定機関は代替される現地評価と同じ目的を達成するその他の評価方法を使用し、そのような方法（遠隔技術など）を使用する正当性を説明するものとする。

IAFのFAQ :

Q34 : 認定機関は、COVIDロックダウン期間中に遠隔技術を用いて連続する評価を実施できるか？

ISO/IEC 17011の7.9.3項には、「連続する現地評価の間隔は、2年を超えてはならない。ただし、認定機関が現地評価を適用できないと判断した場合、認定機関は代替される現地評価と同じ目的を達成するその他の評価方法を使用し、そのような方法（遠隔技術など）を使用する正当性を説明するものとする。」と定められている。

したがって、このような状況でABが代替技術を使用することを正当化できるか？

A34 : **できる**。現在の渡航制限を考慮すると、**リスク評価を前提に**、2年以内での連続する評価において遠隔技術を使用することを正当化する理由になると思われる。

渡航制限が遠隔評価の理由となる

- 認定機関は、CABの評価を継続するために遠隔評価技術を採用してきた。
 - 発行されたポリシー
 - 研修を受けた評価者

Zoom／Microsoft Teamsなどのビデオ会議プラットフォームの使用

効果的な技術立会を図る遠隔技術の使用

- **注意**：現地評価に代わる遠隔評価の監督機関の受入れは、制限される可能性がある。
 - 一部の監督機関は特定の時間帯以外の使用を受け入れない。
 - また、一部の監督機関は新しいCABについて遠隔評価の使用を受け入れない。
 - CABは、監督機関と要件を確認すべきである。



2020年3月以降、COVIDに関連した安全性への懸念から、多くの組織で渡航制限が行われている。

遠隔評価に関する ABガイダンスと リソースの例

- [A2LA](#)
 - 「... 遠隔評価ポリシーを2021年
第2四半期末（2021年6月30日）まで延長。
今後も状況を注視して調整していく。」
- [NVLAP](#)
 - 認定CABの告示
- [ANAB](#)
 - ウェビナー「現地評価ができない場合の
認定に影響するリスクの最小化」



- IAF必須文書

[IAF MD 4 : 2018年の評価／監査を目的としたICT技術の活用について](#)

情報通信技術（ICT）の高度化に伴い、ICTを活用して監査／評価の有効性と効率性を最適化し、監査／評価プロセスの整合性を支援・維持することが重要である。

- IAFガイダンス文書

[IAF ID 12 : 遠隔評価の原則 も参照](#)



IAF/ILACによる地域の
遠隔相互評価へのアプローチ—
COVID-19パンデミック時の
単一認定機関

IAF/ILAC-A1/A2: Addendum 01/2021

- IAF/ILAC JMCまたは担当地域機構による詳細決定があるまで、2021年1月1日から開始される相互評価は、完全遠隔演習として実施可能であり、実施予定となっている。

ABがILAC/IAF署名者の
ステータスを維持可能に



- MRA任命トピック：
新たな米英間MRA

英国 — 新たな米英間の枠組でのMRA

- 2019年2月14日に[新たな米英間の枠組でのMRA](#)が調印された。
 - 電気通信設備部門付属書
 - EMC部門付属書
 - EU指令ではなく英国の規制を指す
- 2021年1月1日施行（1日目）

英国 — 新たな米英間の枠組でのMRA

- 一部のCABに対する継続的な承認
 - 通知機関が**英国認定機関**となったため、以前（米欧間MRAにて）英国によって承認された米国CAB
 - FCCによって（米欧間MRAの下で）承認され承認され続けている英国のテストラボと英国TCB
- CABに対する新たな承認
 - 新しい米国のCABと新しい英国のCABは、各党が定めた申請プロセスに従わなければならない。
 - 米国に対する任命／認定は十分に確立されている（同プロセス）
 - 英国に対する任命／認定は策定中（新プロセス）

英国スキームの相違点：全般

トピック／要素	米欧間MRA	米英間MRA
CABの種類	通知機関	認定機関
承認CABSのデータベース	NANDO	UKMCAB 米国のCABSは、承認機関として、また第三国の機関として区別される。
CABの提出物	NBがEU型式審査証明書（EU TEC）を発行する	英国ABが UK型式審査証明書 （UK TEC）を発行する
サポートメーカーのDOCと以下のマーキングの使用	北アイルランド（NI）を含むEU内で上市される製品のCEマーク。	グレートブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）で上市される製品の UKCA マーク。 2021年1月1日からのUKCAマークの使用 を参照 注1：UKCAマークは北アイルランドでは無効。NIは、以下に記載されている場合を除き、CEマークの使用を継続する。 注2：新しい英国（NI）マークは、 <u>英国を拠点とする英国認定機関が、NI（EUではなく）で上市される製品の適合性評価を行う場合にのみ有効である。</u>

英国スキームの相違点：適合性の推定

トピック／要素	米欧間MRA	米英間MRA
適合性の推定を提供する基準	北アイルランド（NI）を含むEU加盟国向けにOJEUで発行されている 整合化された 基準	グレートブリテン（イングランド、スコットランド、ウェールズ）に対して英国が「 指定した 」基準 英国指定基準について https://www.gov.uk/guidance/designated-standards 無線特定指定基準 https://www.gov.uk/government/publications/designated-standards-radio-equipment EMC特定指定基準 https://www.gov.uk/government/publications/designated-standards-emc 低電圧特定指定基準 https://www.gov.uk/government/publications/designated-standards-low-voltage

英国スキームの相違点：無線機器

無線		
トピック／要素	米欧間MRA	米英間MRA
無線－適用法令	無線機器指令 (RED) 2014/53/EU	英国無線機器規則 (SI 2017/1206) - RER <i>[REDの転記であるが、節の採番が異なる]</i> The Product Safety and Metrology etc. (製品の安全性及び計測等) (改正等) (EU離脱) 規則2019 - も参照 英国命令2019年第696号 付則29 <i>上記の付則29は、適用されるRED本文からのすべての変更を特定する。</i>
無線－モジュールBのリファレンス	付属書III	付則3
使用上の制限	RED第10条(10) 欧州 ガイダンス	規制14に関する英国のガイダンス：実施制限や使用許可要件がある場合に記載すべき情報 - 2020年12月

英国スキームの相違点：調整グループ

トピック／要素	米欧間MRA	米英間MRA
<u>CAB調整グループ</u>	<p>REDCA RED第26.11条を 満たすために (有料会員で あることが必要)</p> <p>REDCA審議の リフレクター</p> <p>www.redca.eu</p>	<p>現在策定中。</p> <p>RER別紙8 (17)を満たす公式グループはまだない</p> <p>英国での審議に向けて作成された非公式なリフレクター – UKMCABに一覧の認定機関のみを対象</p> <p>無線機器規制 (RER) 認定機関 (AB) ウェブサイト – 策定中</p>

英国スキームの相違点：EMC規制

EMC		
トピック／要素	米欧間MRA	米英間MRA
EMC － 適用法制	電磁両立（EMC） 指令 2014/30/EU	UK EMC規制 （SI 2016/1091） The Product Safety and Metrology etc.（製品の安全性及び計測等）（改正等）（EU離脱）規則2019も参照 英国命令2019年第696号付則20 上記の付則20は、適用すべきEMCD本文からの全変更点を特定するものである。
EMC － モジュール Bリファレンス	付属書III、パートA	付則3、パート1

英国スキームの相違点 — 調整グループ

EMC		
トピック／要素	米欧間MRA	米英間MRA
CAB調整グループ — CAB参加必須	<p>EMCD第24.11条 を満たすEUANB</p> <p>すべてのEMCD NB はこのグループの メンバーとなる。 参加費は無料。</p> <p>技術的審議のリフレ クター</p>	<p>策定中</p> <p>EMC規制別紙5 (18)を満たす公式グループはまだない</p>

UKMCAB — 英国認定機関を特定する

英国市場適合性評価機関

対象：[ビジネス、エネルギー、産業戦略の部門](#)

検索

無線

15団体

メールの取得 配信登録

登録 × 認定機関

拠点 × USA

対象 × 無線機器

機関タイプ

1つ選択

ユーザー視察団

認定された
第三者機関

第三国の機関

通知機関 (NI)

ACB, Inc.

ACB, Inc.

機関タイプ：認定機関及びその他1

登録事業所所在地：USA

立法区域：電磁両立性、他1

<https://www.gov.uk/uk-market-conformity-assessment-bodies>

レビューとまとめ

- 本日はいくつかのトピックをとりあげた。
 - 電気通信MRAの基本概念
 - MRA実施に関する米国の制度
 - CABの継続的な認定と通信機器MRAの継続的な運用を可能にするために、遠隔評価ツールの導入を通じて世界がCOVIDクライシスにどのように対応してきたか
 - 新しい英国認定機関のスキームがどのように発展しているか – 一部の詳細がEUの通知機関制度からどれほど逸脱しているかについて着目

ご清聴に感謝いたします。